

令和 2 年度 第 2 回児童福祉専門分科会における主な意見等一覧

No.	区分	委員によるご意見
1	○ひとり親家庭等に関するアンケート調査について	<p>(大西会長)</p> <p>アンケート調査クロス集計の「ひとり親になってからの年数別にみた就業形態」について、ひとり親になってからの年数が経過するにつれて、正社員の割合が増えているが、パート・アルバイトについても、ひとり親になって「1年未満」の場合と「1～3年未満」の場合とでは、「1～3年未満」の方が割合が増えているが、このあたりはどのようにみているか。</p> <p>【ご意見に対する回答】(事務局)</p> <p>推測になりますが、ひとり親になって「1年未満」では無職の割合が特に高いことから、ひとり親になって「1～3年未満」の間に無職からパート・アルバイトに移行した方が一定おられるのではとみています。</p>
2	○ひとり親家庭等に関するアンケート調査について	<p>(富岡副会長)</p> <p>アンケート調査クロス集計の「養育費の受給状況別にみた現在の生活状況」について、養育費を「定期的に受け取っている」場合で生活状況を「苦しい」また「大変苦しい」と答えた割合は合計で58.6%で、「一度も受け取ったことはない」場合では72.6%と傾向に差があるが、養育費を定期的に受け取っている人であっても、逆にこれだけの割合で生活状況が苦しいと答えた人がいるということがわかる結果でもある。</p>
3	○関係機関等調査の結果について	<p>(富岡副会長)</p> <p>関係機関調査の問2-1で、ひとり親家庭が抱える悩みに「健康について」という項目で15%の回答があがっているが、内容としてはどういふものがあるか。</p> <p>【ご意見に対する回答】(事務局)</p> <p>具体的な回答の例としては、「精神面での不安を抱いているが通院できていない」といったようなものがあります。</p>
4	○関係機関等調査の結果について	<p>(富岡副会長)</p> <p>関係機関調査の問1で、保護者に対する支援として「声掛け、見守り、相談しやすい関係づくり」の項目が12件回答があるが、ここがもう少し上がってくるといいように思う。なかなか相談につながらないという課題があるなかで、声掛けや関係づくりは支援のあり方として重要な要素だと思う。</p>
5	○関係機関等調査の結果について	<p>(玉野委員)</p> <p>関係機関調査の問1で、保護者に対する支援として「締め切りの猶予」というものがあるが、具体的にはどのようなものか。</p> <p>【ご意見に対する回答】(事務局)</p> <p>例えば、保育所現場等において、書類や徴収金といった提出物について、状況をみて期限を猶予するといった対応をされています。</p>
6	○関係機関等調査の結果について	<p>(大西会長)</p> <p>関係機関調査の問1で、保護者に対する支援として「関係機関へのつなぎ」が9件ある一方で、問4では他機関との連携不足を課題にあげる回答が割合的に多くあるが、この関係性についてはどうみているか。</p> <p>【ご意見に対する回答】(事務局)</p> <p>それぞれの関連性について、ご意見の視点を踏まえた分析を行いたいと思います。</p>

No.	区分	委員によるご意見
7	○関係機関等調査の結果について	<p>(富岡副会長) ひとり親家庭の保護者が抱える悩みで、子どもの「しつけ」ということがどうしてこれほど上がってくるのか、違和感を感じる。 【ご意見に対する回答】(事務局) 子どものしつけについては相談項目としても挙がることは多く、子育てに関する疑問・不安や、子育てに自信が持てない故の周囲からのプレッシャー、子どものことで注意を受けた場合の保護者のとまどいなど多岐に渡ります。子どもとの関わりの中で悩んでいること全般が、この選択肢にあらわれているのではないかと思います。</p>
8	○第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画(骨子案)について	<p>(玉野委員) 資料3の32ページに、「公正証書や調停証書の煩わしさ」という記述があるが、言葉としては「調停調書」が正しい。また、調定調書は裁判所が作成するものなので、手続きの面からの記述であれば「調停」とだけ記載するほうがよいのではないかと。 【ご意見に対する回答】(事務局) ご指摘の通りであり、修正します。</p>
9	○第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画(骨子案)について	<p>(荒委員) 資料3の40ページに「当事者団体や民生委員・児童委員との連携」とあるが、民生委員・児童委員としてひとり親家庭に特化した連携事業は行っていないなかで、どのようなことをやれば地域とのつながりづくりになるのか、今後の方向性等について調整をいただきたい。</p>
10	○第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画(骨子案)について	<p>(枝村委員) 資料3の36ページ「母子父子寡婦福祉資金について貸し付けを行います」との記述に関し、住宅入居時の一時的な貸付など、多様な目的に貸付ができるもので、ひとり親支援の大きな柱となる制度であり、ニーズもあると思うが、実際にはあまり使われておらず、縮小させる自治体もある。実際問題として、枚方市では充実させていくのか、縮小するのか、姿勢は今後問われると思うがいかがか。 【ご意見に対する回答】(事務局) 母子寡婦福祉資金は国の制度に基づく制度ですが、貸付の目的によっては条件が厳しいものもあり、特に住宅資金などはなかなか実績に結び付いていないのが実態です。市としては、貸付制度は引き続き実施をしつつ、例えば、住宅に関する支援としては、生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金等、より利用しやすい制度も活用できるよう部署間の連携強化に取り組みたいと考えます。</p>
11	○第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画(骨子案)について	<p>(遠藤委員) 資料3の33ページ「養育費確保に向けた支援体制の充実」について、「国の動向を注視しながら支援の検討を進める」とある。一方で、民事執行法の改正についての記述もあるが、この改正の内容が、市の養育費支援の検討にどのようにつながるのか。 【ご意見に対する回答】(事務局) 民事執行法はこの4月に改正されており、これにより養育費の支払いについて強制執行がしやすくなりました。しかし、実際に差し押さえ等を行うには、弁護士に依頼するなど、手続きや費用面で困難な部分があります。その点については、国においても支援の充実について検討が進められており、市としては、その動向を踏まえながら、実効性のある支援策を検討する必要があると考えています。</p>